

設定根拠書の添付要否について

「資料4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」（以降「資料4 設定根拠に関する説明書」という）、「資料5 クラス1機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書」（以降「資料5 クラス1機器SCCに関する説明書」という）、「資料6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」（以降「資料6 健全性に関する説明書」という）については、今回の工事計画変更認可申請（以降、変更認可申請という）において、変更前と同じであるが、「資料4 設定根拠に関する説明書」については、今回の変更認可申請で添付せず、「資料5 クラス1機器SCCに関する説明書」、「資料6 健全性に関する説明書」については同じである旨添付している理由を以下に示す。

「資料5 クラス1機器SCCに関する説明書」については、今回の工事計画における、材料、応力、環境の観点からSCC発生防止に関する対応を説明している。

本工事計画本文（要目表、変更の理由等）からは、同種材料の弁ふたに取り替えることが分かるのみで、材料以外のSCC発生防止に関する対応が同じであるとは説明できていない。このため、SCC発生防止に関する対応が同じであることを改めて説明する必要がある。

「資料6 健全性に関する説明書」については、今回の工事計画における、多重性、多様性及び位置的分散、悪影響防止、環境条件等、操作性及び試験・検査性について説明している。本工事計画本文（要目表、変更の理由等）からは、操作性及び試験・検査性をはじめとした「資料6 健全性に関する説明書」で説明する内容に関して、本工事計画でも同じ対応であることは説明できていない。このため、健全性に関する説明が同じであることを改めて説明する必要がある。

一方「資料4 設定根拠に関する説明書」については、今回の主要弁では最高使用圧力、最高使用温度、個数が説明対象となるが、要目表にてこれらの記載が変わらないこと、変更理由から弁ふたを取り替えるのみであることから、設定根拠が変わらないことが工事計画本文から明らかであると考えたものである。従って、今回の変更認可申請では「資料4 設定根拠に関する説明書」を添付していない。